

「大野市地下水保全条例」及び同施行規則の改正について

地下水対策審議会での今回の意見聴取について

- 大野市地下水保全条例（資料2参照）第14条に準拠し、今回は同条例で定める「抑制地域」の範囲や「吐出口の断面積」の基準を変更するものではないが、条例の改正を行うに当たり同審議会の意見をきくものとしたい。

I. 地下水採取者の国籍等の把握に伴う改正

■改正の背景

「地下水採取の実態把握等のための条例設定について（依頼）」

令和8年3月4日付 閣副第196号 内閣官房水循環政策本部事務局長
… 下記の3点のお願い。（経緯、目的については別添資料3（通知抜粋）参照）

1. 条例の制定

⇒ 地下水採取規制等の様態等を検討し、条例の制定をお願い。（大野市では条例制定済（地下水採取については届出制））

2. 国籍情報の把握について

⇒ 地下水採取者の国籍等を把握できるように届出様式の変更等に取り組んでもらうようお願い。

3. 地下水関係条例及び外国人等による地下水採取事例に関する調査について

⇒ 今後も、外国人等による地下水採取事例に関する調査実施に対する協力のお願い。

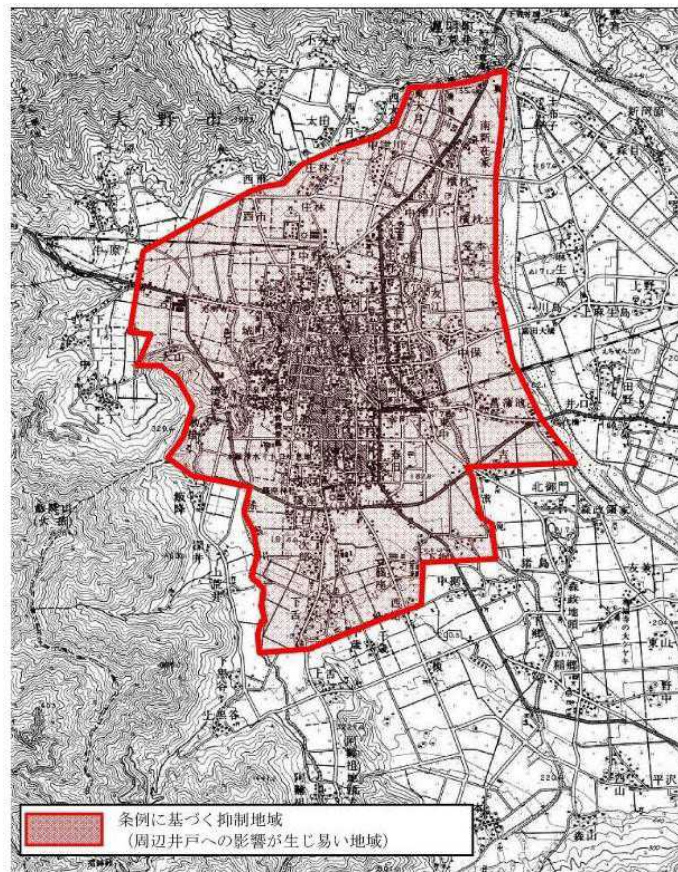
■把握する国籍等事項について

- ①申請者の国籍等（永住者又は特別永住者にあつてはその旨を含む。②において同じ。）（法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国。）
- ②申請者が法人である場合には、その代表者の氏名及び国籍等
- ③申請者が法人であつて、同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占めるものである場合は、その国籍等
- ④申請者が法人であつて、同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める場合は、その国籍等

Ⅱ. 現況地番に合わせた抑制地域を示す大字・小字（別表）の更新

■ 更新の背景

抑制地域については下記の範囲を、「大野市地下水保全条例施行規則」内の別表にて大字・小字で表記しているが、少なくとも平成20年以降更新されておらず、その間に、区画整理などにより現況地番等と合わなくなっている（例：「神明町」「茜町」など大字の追加、各小字の変更、「牛ヶ原」などの名称の変更など）ため、今回更新を行いたい。（※抑制地域の範囲を変えるものではない。）



現行別表（抜粋）

大字	小字
大野	13～18、20～95、99～143、149～161、163～165、167～188、190～193、207～208、211、214～232、234～240の各全部
神明上	全部
弥生町	全部
...	...

※現行では全63の大字

実際の条例及び施行規則の改正イメージ

●別添資料2参照

I. 地下水採取者の国籍等の把握に伴う改正 ⇒赤枠部分

大野市地下水保全条例

第6条（地下水採取の届出）

大野市地下水保全条例施行規則

第4条（地下水採取届の様式等）関係 様式第1号

II. 現況地番に合わせた抑制地域を示す大字・小字（別表）の更新 ⇒青枠部分

大野市地下水保全条例施行規則

第2条（抑制地域の指定）関係 別表